

教王護國寺西院不動明王像

丸 尾 彰 三 郎

この像は東寺の西院御影堂の、人目に珍らしい、「南面不動尊」である。

本寺の南大門を入ると正面が金堂、その西側を北に行き、講堂を右（東）に、次に、客殿一廊を左（西）にして進むと、右手には食堂があり、左側に、客殿一廊の北に接して、土壇を繞らした一廊がある。これが西院、即、古の大師御房とせられるところで、中心に御影堂がある。今堂は東寶記に康暦二年の建立とするもので、天福元年佛師康勝作と傳へられる大師御影を、北面して、まつり、その南側の一間に不動尊を、南面して、安置する。それがこの不動明王像である。

これは、東寶記第三 佛寶下西院條に、

一、本尊付大師形像

或記云 西院大師在世之御住房也 南面不動堂者御持佛堂也 本尊不動

教王護國寺西院不動明王像

明王大師御作 一刻三禮之像也

と記すものに當ると思量される。即、大師住房を今御影堂と呼び大師の持佛として傳へて來たこの不動尊像は、大師の本尊として、西院の本尊とし、古來本寺にその尊崇殊に厚く、東寶記同條に、

不動尊御光等破損事 件御光破損之間 仁平三年長者寛信法印二月十五日被作繼之畢 三月七日入滅此故之由 諸人沙汰之 仍其後天蓋落而御光并劔等雖令破損 數代事務之間不及修補 一人失威 四夷起爭 職而由斯者歟 とあつて、本不動明王像が、猥りに手を觸れることも慎まれ、秘佛として傳へられて來たことを語つて居る。ために世の人の目に寓せられることなく、古く眞美大觀、帝國美術略史等にその寫影が掲げられたことはあつたが、國寶指定のことにも及ばなかつたのであつた。そして我等はわずかにその寫影によつてその優作であらうことを想つて、何日の日にかと願つて居たのであつた。

にも、豫ての願がかなふこととなつた。

一昨年、山本東寺管長にその拜観のことを特にお願ひしたところ、三十年一度の開帳佛であるので、本寺に永年在住して居られる管長御自身も未だこれを拜せられず、その安置の間にも入つたこと

さえないとのこと。ただ御影堂が屋根替のため最近修理することになつて居るので、お像を、それにつれて、他堂に移座するから、その際には、とのことであつた。

そこで、それを楽しみに待つて居たところ、昨年四月から、その御堂修理が始まつたので、六月一日、管長をお訪ねして、拜観の儀を再びお願ひしたところ、この八日に移座することになつたから、

その際にとのお許を得た。翌日から香川縣下に轉じての調査も、ために樂しく終へて、再び入洛し、八日に參寺した。豫め拜観の人を限られ、西院一廊の門を鎖ぢ、永く開かれないかつた扉を明け、灌頂院への移座の儀となつたが、その間、誠に幸

二

さて、本像の製作のこと、まづ、像高は莎髻共で四尺〇六分、兩眼共に大きく見開いて瞋らし、眉を、左方のは右方のより強く逆立て、額に皺を寄せ、鼻筋立ち、小鼻大きく、上方の歯牙を露はして下唇を噛み、髪は總髪、これを梳いて左に撫で、辯髪として肩前に垂れ、頂に莎髻あり、頭部を心もち伏し目なるままに、やや右に向けて居る。兩肩著しく分厚く、

挿圖 1. 不動明王像背面 京都 教王護國寺藏

幅廣く、胴部これを受けて太く太い。胸飾が打ちつけてあつたらしく、條帛を懸け、右手は三鈷劍、左手は、手首をづつと外に張つて、羈索を執り、各手、花飾、連珠飾付の大きな臂釧、簡潔な腕釧を著け、腰に裙子を纏ひ、右足を前にして跏坐する。膝前部は胴體部ほどは太造りでない。

光背は、今、火炎部を失つて居て、頭光、身光のみ、全高四尺六寸、頭光は圓板形、

中心に蓮花、これに二重圈に玉縁を刻出、身光は同じく圓板形、ただその中部は空とし、玉縁付二重圈を刻出すこと頭光と同様である。光脚は、花瓣形刻出。

臺座は七重瑟々座、

全高三尺七寸五分、その最下重は板框形とする。

構造等については、

大略、頭部と胴體部とは一木通し、その木心は像心に當つて居り、これに背剣を地付まで施こし、背板上下二枚矧、腹部で、中央から右脇にかけて、大きく矩形に、一枚、埋木風に著せる。手は、左右各、肩、臂屈折前、手首元で矧ぎ、左手第一、三、四各指に折れ継ぎあり。膝部は例の如く材を横に使つて胴體部に寄せるが、その下方、地付寄、前寄に、平に、裳先共、全體に亘つて、同じく材を横に使つて一材の寄木があり、その後方、地付に、左右側共、小理木がしてある。胴體部諸所に薄く乾漆を著せたところがある。

部分については、兩眼は刻出、莎髻は別に彫つて著け、辯髮の耳邊から垂れて胸脇に著く間の浮いた部分は別木、その末部は刻出、左右臂剣、腕剣共、刻出、持物では、劍は身、柄の上下各の三鉸形、各木製、相繫ぎ、羈索は木製、剣ぬき、堅二枚造、掌中にあるところと垂下部中央とで矧ぐ。

光背は、頭光、身光各木造、

頭光は大略一材であるが、向右側一部に矧木あり、身光は縦中央と向右寄に矧あり、光脚は一材であるが、左右端は各寄木。地付縁あり。頭光、身光共、周邊木端に火炎部を嵌め込んだ彫り込がある。頭光は身光に打付け、身光は枘によらず、今、鐵金具で臺座に立てる。

瑟々座は全て木造、厚い材を用ひて構架して造る。

用材は、佛身では、一應檜と見られるが、白色勝で、或は、講堂四天王像において、楓と鑑せられてゐるものに似てもゐるから、楓か。林學的鑑定を待つ。光背、臺座、檜か。亦、同様の鑑定を期す。

次に著彩、箔押、文様等のことであるが、何分、すべて、古色に

蔽はれて居るので定かに極めがたく、又、調査が、前述のような匂々の際であつたので、誤認もあるべく、又逸して居るところが少くない。

20

四

92

文、その外廓に飛雲文、外圍

持物で、劍は全て漆箔、糸索は綠青、その錘と鎧とは漆箔。

先づ、像の肉身は群

に墨を點じ、歯牙胡粉、
朱線で劃す。頭髮は朱
彩、莎髻は蓮肉面綠青、
瓣は胡粉を朱で量す。

釤子はすべて金箔押

條帛は朱地に丹線五彩の文様、觀心寺如意輪

像、神護寺五大虚空藏

するS字形入りの古風

駿の峯に沿つて截金線を押してある。裙子では、著色定かならず、

特に、繁那羅、畢婆迦羅の著甲裙部にある奈良朝風——唐風のものに想到させるなど、古様である。玉縁は漆箔。光脚の蓮瓣にも彩色藻花纹がある。

插圖 3. 不動明王像光背 京都 敦王護國寺藏

るが、その形、西大寺十二天画像の圖中に現はれているものに酷だ似、方形藻花文——佛體の裙子背面のものも——は、五彩豊麗、興

は、斜位置の方形にまとまる大きな花文様を五彩、暈縹、胡粉の括りで散らす。この文様は相當はつきり、従つて甚だ美しく眺められ

るを丹綠濃淡に分けて塗る。

以上、本像の製作工技一般について記して來たが、保存状態では佛體で、莎髮、辯髮の中間部の像から離れて居る部分、劍の三鉢上方の片方が補作、光背の火炎部が失はれて居る。それ等を除いては、佛光座、すべて同作、彩色、文様等も同様で、補色無しと認められ、總じて、保存状態甚だ良好である。これは、前に記したが、東寶記にいふところの如く、本像が、古來、畏懼といふに近い信心をもつて、奉加護、もつて傳來されたところに依るものと思はれ、まことにめでたいこととして享受せられる次第である。

三

さて、かうした本像を觀るのに、

その佛體が、高四尺〇六分といふ實尺にいや増して、大きく觀受せられるが、その太い太い胴體を、思ふままのといひたいほどの巨材一本で取り、腹部右で大きな埋木を行ひ、膝部でも地付寄に大きく寄木をするところに見られる自由といふか、鷹揚といふか、甚だ大まかに樂な仕方、構作、背剣法も大まかな様子、體軀、四肢の甚だ重厚で、質量感豊かな形相、目鼻立ち大柄に、襞文の太くして勁く彎曲するところ、もつて壯大な氣宇を藏して居り、平安朝としても古いところの規格、様式に協ふ。しかも、目、鼻、口、頭髮、劍、衣襞といづれを見ても彫りが淺く、又敢て鎬立てず、肉取り圓るく、彫法、乾漆佛に於いてのそれに類して、勁いが甚だ穩和で、俗に貞

觀様式とか申す、堅く、ぎこちない手法の如きは微塵もなく、それに諸部に、實際、乾漆を著せて居ることに裏付もされて、前代の雄渾、靜謐な作風の傳統を受けて居るやうに認められるあたり、平安朝初期百年間中でも、古い年代の作と鑑せられながら、その敢て巧技に赴かず、専ら達意に大功を斂めて居るところ、深刻な面相、まことに大盤石の如き體相、それを、やや技巧的に見ていふと、頭部と胴體——殊に腹部——と手、それ等を太く太く造り、それをその穩やかな彫りで穩やかに肉付けされたところに成功がある。賞して盡きずといふべきか。この像によつて初めて不動明王とはかくの如きものと知り、又敢て加ふべきを覺えないの感あり。この點に於いては、同じく本寺草創の頃の古名作、講堂不動像と雖も本西院像には一籌を輸し、餘他のものはこれに遠く距つて及ばない。

なほ、本像の形態に特に注目せられるところあり。それは、顔を右斜に向け、左手肘から先を外に張つたその姿勢で、彫像には凡そ見ぬところ、畫圖にあつては凡そこの形態で描く。ここに、わが國で初めて不動明王の姿を彫像で現はさうとする際のことを考へて見る。恐らく、大師等の請來した畫圖、先づ曼茶羅圖によつて、その形相を象つたと思ふ。そこで、本像に於てのこの畫圖様の形相、むしろ、姿勢は本像がそのやうにして作られたことを顯示するものと考へる。このことは、本寺講堂の天長二年頃の造立と思はれる五大尊像に於いて、その不動尊像に於いて、また同じである。といふと西院像とこの講堂像と何れが先に造られたか、とならうが、何れが

先でも同時でもよろしい。兩者共同じやうにして造られたと考へてよい。兩者はめでたく相前後して造られた。それで東寺又教王護國寺の古像であることを思ひ合せて、この西院不動尊はわが國最初出現の不動明王彫像の一であるとするのである、矣。

四

本像のことについてなほ餘説あり。其條々左記之。

本像のこと、なほ講堂不動明王像との比較によつて、更に考察を進めるべきかとも思ふが、ここには以上にとどめる。

又、本像を講堂諸佛、殊に五大菩薩像中の四軀と併せ見て、兩者の製作様式中に、共通して、前代の傳統を認めつつ、そこに東寺様なるものを考へ、やがて平安初期の彫刻一般の問題に及ぶといふ問題が存し得ると思ふが、これもここには敢て係はらないこととす

る。

本像の佛體に諸處乾漆を塗裝してあること、このことも觀心寺如意輪像等と併せ見て、考察をなほ深くも廣くもすべきと思ふ。

曼茶羅圖に依つての造像の問題は、これもなほ具體的に、例へば神護寺五大虚空藏像等において、考察すべし。次に、平安朝初の密宗彫像最初のものとしては曼茶羅圖、請來圖様等に依つたとなし得るが、ここに思ひめぐらせば、飛鳥朝から奈良朝に入つて、在來に見られなかつた不空羂索觀音、千手觀音等の形相はどのやうにして知り得たのであらうか。このことにも問題は轉じ得よう。

大林院（大津市阪本本町）所傳の不動明王彫像は、西院不動像を本歌としての作かと思ふ。西院像の如くに斜向の姿であり、像容も似て居る。

不動明王像の各時代に亘つての遺作を見通して、例へば國寶の列に推舉されてもよいものはとの考から、あれこれと案じて見ても、この西院像と講堂像とをおいては、これに及び、或は踵を接するもの、それが見當らない。これは、さういふものが亡失したからでもあらうが、さういふ偶然性のほかに、その形相が彫像として甚だ成功しがたいものであることにもよるところがあらうと思はれる。この考へ方を東寺のこの二像において、それによつて、考へても見たく思つて居る。

東寶記抄出御光破損事に記す「御光」は恐らく火炎部のことであらう。東寶記「後注加之」分にあるが、「應安元年八月石山寺守遍法印參籠西院 令直御光等零落」とあり。この時まで、破損のまま手を觸れなかつたことになる。これから十餘年後、康暦元年十二月四日の本寺の火災にこの不動像は講堂に移し渡されたことがあつた。守遍法印の取り付けた御光とは、恐らく火炎であらうが、それは、この火事か、その後のか、によつての移座の際等にでも失はれたのか。

持物の劍も守遍が「御劍如舊挿御手了」とて、取付けた。今は刀身部は折損して居るのを添木で付けて居る。

東寶記抄記中天蓋落而御光并劍破損とあるのを實狀等から想定し

て見ると、天蓋が何かの故障で落ちた、先づ光背の火炎部が透彫で弱かつたのでこれを散落せしめ、次に莎髪を打つてこれを壊ぼつと、次いで瓣髪の中間部、透彫になつて弱いところをたたき折り、右手の三指を折り、劍身を打ち落してから膝邊に當つて天蓋も一部破損した。天蓋破損とは應安注記に「於天蓋者朽損之間不及釣、只御座後邊寄立之 天蓋裏有八葉形 其廻有飛天圖像等」とあるのによつての想定で、墜落して破損したのを舊のように懸けずに置いてあつた間に朽損した、のであると解いて見たのである。墜落して諸問題を起したこの天蓋は、今本寺に所有され、重要文化財に指定されて居るあの天蓋ではあるまいか。このことは毛利久君が嘗て説かれたのであつたが、とにかく、あの天蓋は正に「裏有八葉形 其廻有飛天圖像」であり、この度それを西院像の光背と併せ眺めると、隨分似て居る。が又違つて居るところもあり、それに、在來この天蓋は藤原期のものと鑑せられて來て居るから、遽かに斷じ難しと、ここではしておくが、人々宜しく再検討致すべしと申す。

なほ、ここに、本稿を調へ、終へるのに當つて、末筆ながら、山本管長の、豫ての、殊に本南面尊拜觀等のことについて頂いた御信任に對して、心厚く御禮を申し進めます。

(昭和三十年六月二十八日)